

国 保 税

国保に加入すると、国民健康保険税を納める必要があります。

国保税は医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分（40歳～64歳の方）を一緒に納めます。

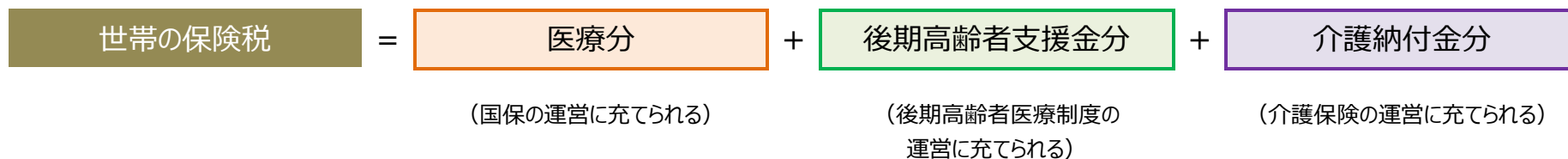
国保税を納める人は世帯主です。世帯主が他の健康保険に加入していても、世帯の中に国保加入者がいれば、世帯主に納税義務があります。

国保税は納付書により年8回（6月～1月）に分けて納めていただきます。納付は役場出納室のほか指定の金融機関でも受け付けています。なお、1回の手続きで自動的に納められる口座振替をご利用になると便利です。

国保税 納期限

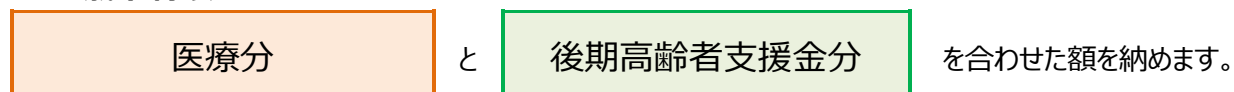
第1期	6月末日
第2期	7月末日
第3期	8月末日
第4期	9月末日
第5期	10月末日
第6期	11月末日
第7期	12月末日
第8期	1月末日

国保税の内訳



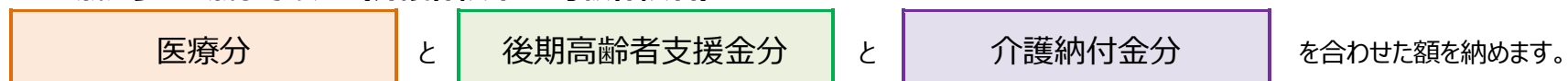
年齢別の国保税の内訳

◆40歳未満の方

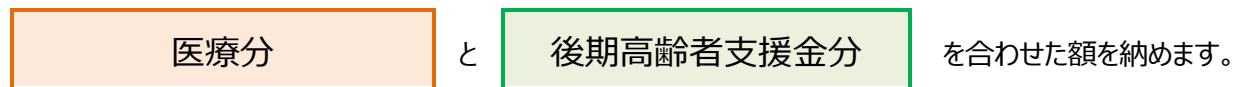


※介護保険の被保険者ではないため、介護分はありません

◆40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）



◆65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）



※介護保険料は、国保税とは別に納めます。

浜頓別町 国保税率【令和3年度】

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳～64歳の方)	合計
所得割	5.7%	1.8%	1.5%	9.0%
資産割	22.0%	4.0%	5.0%	31.0%
均等割	26,000円	6,000円	6,000円	38,000円
平等割	31,000円	7,000円	7,000円	45,000円
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円	990,000円

●所得割

国保加入者全員（介護分については40歳～64歳方のみ）の基準総所得額に上記の率を掛けた額

●資産割

国保加入者全員（介護分については40歳～64歳方のみ）の固定資産税額に上記の率を掛けた額

●均等割

国保加入者数に上記の金額を掛けた額

●平等割

1世帯あたり上記の金額